

吸収分割に係る事後備置書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 2 項
並びに会社法施行規則第 189 条及び第 201 条に定める書類)

2023 年 4 月 4 日

三菱重工業株式会社
MHI エンジニアリング株式会社

2023年4月4日

三菱重工業株式会社とMHIエンジニアリング株式会社の吸収分割に関する事項

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第2項
並びに会社法施行規則第189条及び第201条に定める事後開示事項)

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
三菱重工業株式会社
取締役社長 泉澤 清次

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号
MHIエンジニアリング株式会社
取締役社長 小泉 秀夫

三菱重工業株式会社(以下、「承継会社」といいます。)とMHIエンジニアリング株式会社(以下、「分割会社」といいます。)は、2023年2月6日付で締結しました吸収分割契約に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、吸収分割(以下、「本件吸収分割」といいます。)を実施しました。本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第2項並びに会社法施行規則第189条及び第201条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2023年4月1日

2. 分割会社における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

- (1) 会社法第785条の規定(反対株主の株式買取請求)による手続の経過
分割会社は、その発行する株式の全てを承継会社に保有されているため、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。
- (2) 会社法第787条の規定(新株予約権買取請求)による手続の経過
分割会社においては、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないので、同条に定める新株予約権者に対する通知、公告は行っておりません。
- (3) 会社法第789条の規定(債権者の異議)による手続の経過
本吸収分割における 分割会社から承継会社への債務の承継は、重疊的債務引受の

方法により行いましたので、会社法第 789 条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

3. 承継会社における会社法第 797 条及び 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合（簡易分割）に該当することから、同法第 797 条第 1 項但書の規定により、承継会社の株主には株式の買取請求権が認められておりません。

(2) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2023 年 2 月 6 日付の官報に公告し、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限である 2023 年 3 月 6 日までに異議を申述された債権者はありませんでした。

なお、本電子公告を行ったことから、知れている債権者への各別の催告は省略いたしております。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割により、効力発生日である 2023 年 4 月 1 日をもって、分割会社の事業に関する、資産及び負債その他一切の権利義務（但し、吸収分割契約において承継しないと定める資産、契約その他の権利義務を除く）を承継いたしました。

本件吸収分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産は 1,000 億円、負債は 400 億円（いずれも暫定値）です。

5. 本件吸収分割の登記をした日

2023 年 4 月 3 日

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上